

第2期富山県再犯防止推進計画

あやまちを犯した人の立ち直りを見守り

支え合う社会づくり

(改定案)

令和7年3月

富山県

目次

第1章 計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象者等	2
5 個人情報の適切な取扱い及び情報の共有	2
第2章 計画策定の背景	3
1 再犯に関する現状（全国・富山県）	3
第3章 計画の基本方針等	7
1 基本方針	7
2 計画の目標	8
3 重点分野	8
4 再犯の防止等に関する施策の指標	9
第4章 重点分野と具体的施策	11
【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化 （地域による包摂の推進）	11
【重点分野2】就労・住居の確保	15
【重点分野3】保健医療・福祉サービスの利用の促進	23
【重点分野4】学校等と連携した修学支援	31
【重点分野5】犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導	37
【重点分野6】民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	41
第5章 計画の推進体制	48
第6章 資料	49
・再犯の防止等の推進に関する法律	49
・国の第二次再犯防止推進計画（概要）	54
・用語の説明	55
・計画策定の経緯	57

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 29 年 12 月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」を勘案し、令和 2 年 3 月に「富山県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画では、本県の実情に応じた施策を推進し、県民が安全で安心して暮らすことができるよう取組を進めるため、国、県、市町村、関係団体における課題の共有に向けた「富山県再犯防止施策推進協議会」や、行政・関係機関の職員、保護司会などの民間支援団体等に国からの情報提供や先進事例を紹介する「再犯防止推進セミナー」を開催するなど、再犯防止に関する施策を推進してきました。また、令和 5 年 6 月から、新たに「富山県更生保護 Re-Start 更生保護相談室」を富山市と高岡市に設けて、刑事司法手続等の間にいる人の相談支援を一元的に行う体制を整えました。

全国の刑法犯の認知件数は、平成 15 年以降減少傾向にあり、令和 5 年には約 70 万件と、ピーク時の約 4 分の 1 程度に減少しています。

一方で、検挙人員に占める再犯者については、令和 5 年の全国の再犯者率が前年比 0.9 ポイント低下して 47.0% であるものの、依然として高い状況にあります。本県においても、近年、再犯者率は 4 割台と高い割合で推移しており、「再犯防止」が大変重要な課題となっています。

国の第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定。）においては、第一次再犯防止推進計画の検証をもとに以下の 3 つを基本的な方向性として定めております。

【第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性】

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

これらの状況を踏まえ、本県における再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を最新の内容に見直すことにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第二次富山県再犯防止推進計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- ・再犯防止推進法第8条に基づく地方再犯防止推進計画
- ・国の第二次再犯防止推進計画を勘案し、本県の状況に応じた施策を推進する計画

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

4 計画の対象者等

本計画における対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）とします。

また、本計画において、再犯の防止等とは、再犯防止推進法第2条第2項により、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

5 個人情報の適切な取扱い及び情報の共有

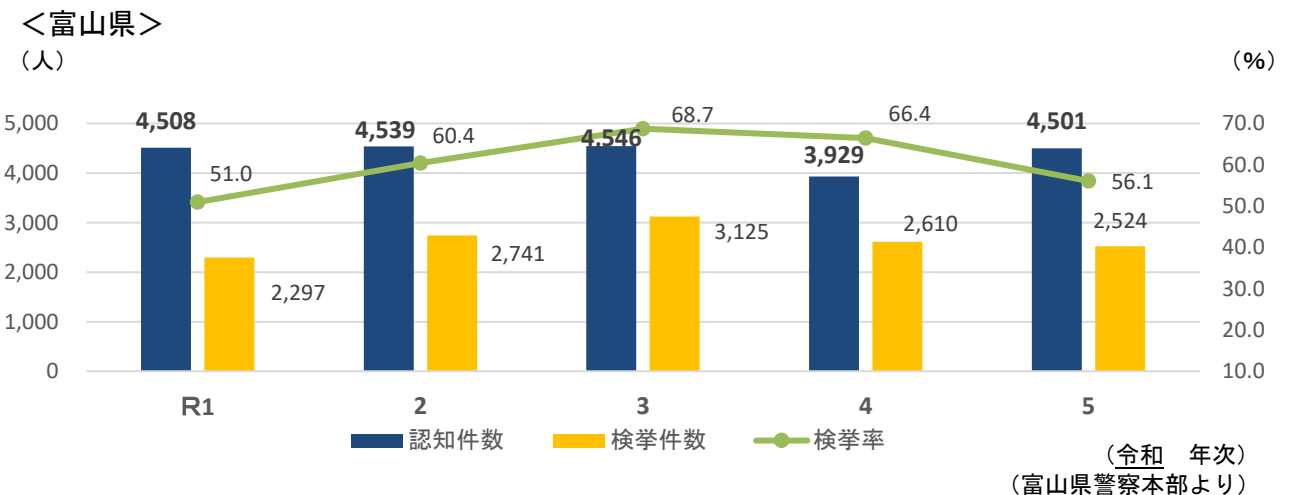
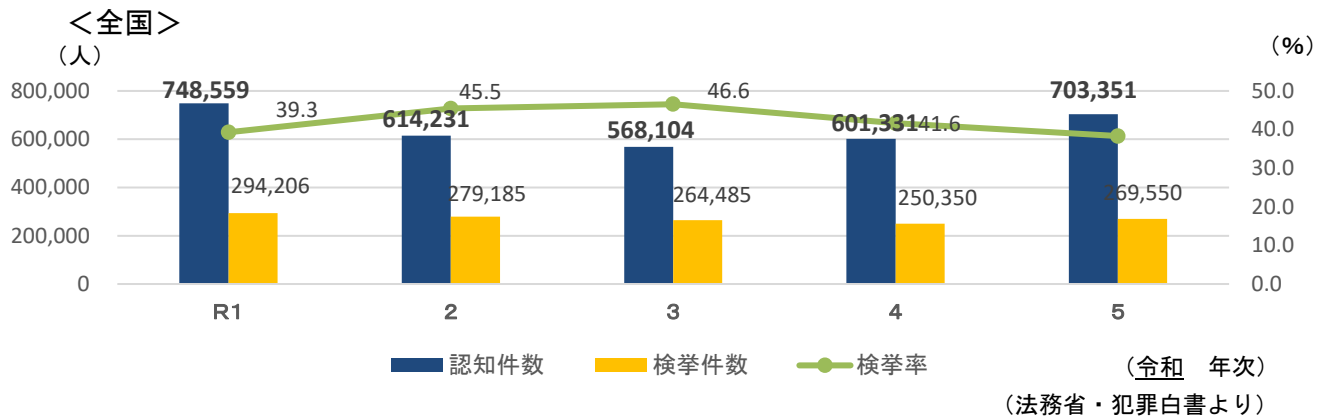
県は、個人情報の適切な取扱いについて十分配慮した上で、再犯の防止等の支援に対する取組みを行うこととし、犯罪や非行をした人たちの支援に必要な情報について、支援を行う関係機関及び団体と情報の共有を図ります。

第2章 計画策定の背景

1 再犯に関する現状（全国・富山県）

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率

全国の刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。富山県においても同様となっています。



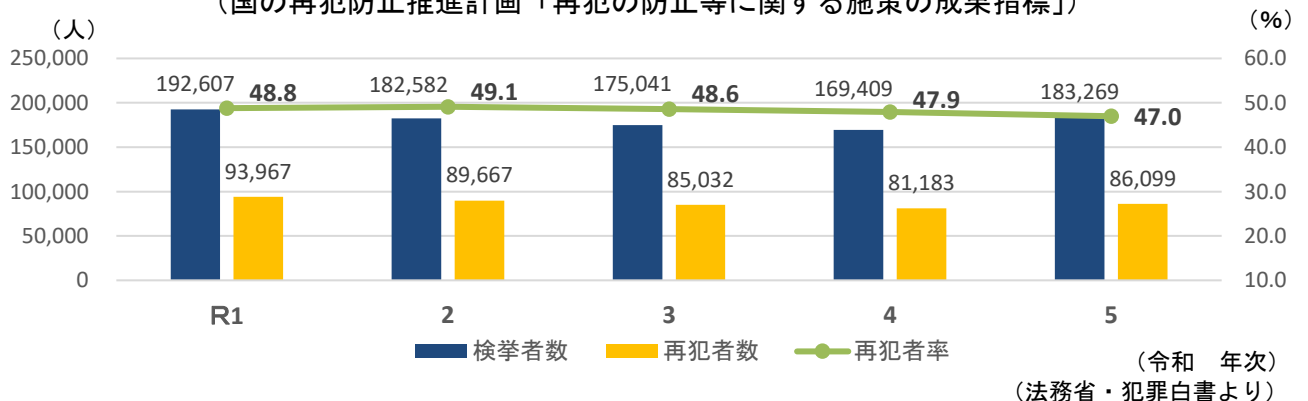
2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の再犯者率は5割近くで推移しています。

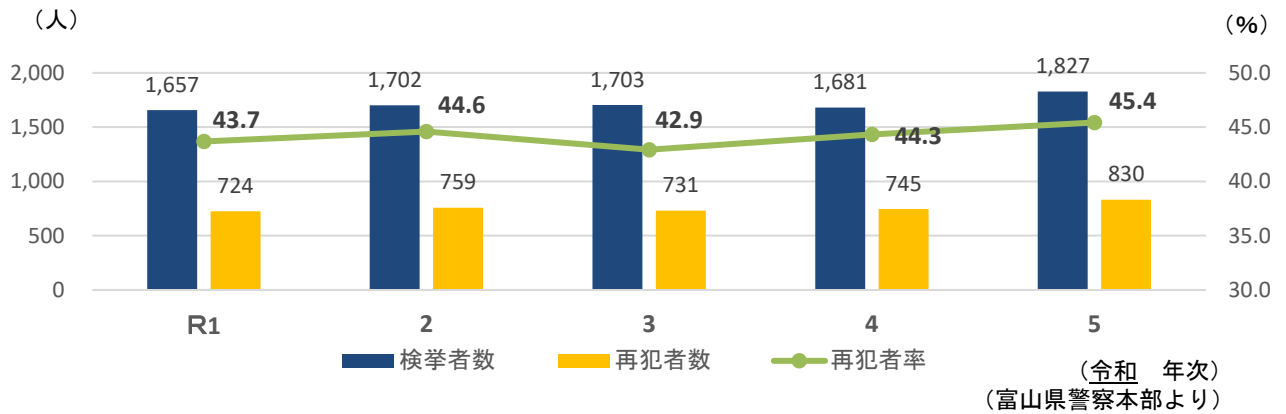
富山県においても、近年、再犯者率は4割台と高い割合で推移しています。

＜全国＞ 基準値 85,032 人・48.6% (令和3年)

(国の再犯防止推進計画「再犯の防止等に関する施策の成果指標」)



<富山県>



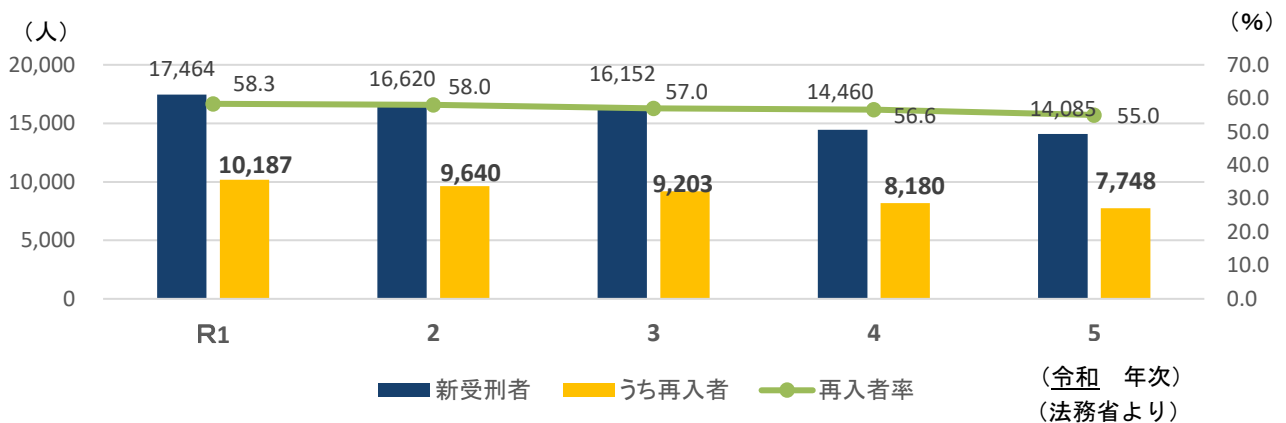
「再犯者」…刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

3 新受刑者中の再入者数及び再入者率

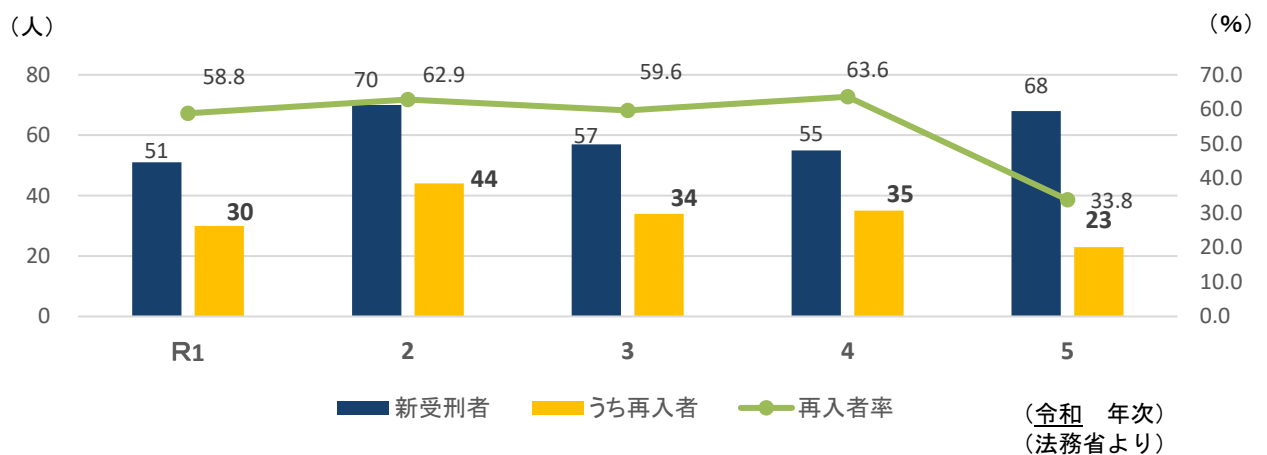
全国の令和5年の新受刑者中の再入者数は、14,085 人となっており、そのうち、犯行時の居住地が富山県である者は23人であり、減少傾向にあります。

<全国> 基準値 9,203 人・57.0% (令和3年)

(国の再犯防止推進計画「再犯の防止等に関する施策の成果指標」)



<富山県(※)>



(※) 再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者

「新受刑者」…裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者

「再入者」…受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者

4 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

令和4年の出所受刑者のうち、その後2年以内に再入所したものは、全国では2,218人となっており、そのうち、再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者は、7人となっています。

＜全国＞ 基準値 2,863人・15.1%（令和2年出所受刑者）

（国の再犯防止推進計画「再犯の防止等に関する施策の成果指標」）

（人）

	H30年 全出所受刑者 21,032人		R1年 全出所受刑者 19,953人		R2年 全出所受刑者 18,923人		R3年 全出所受刑者 17,793人		R4年 全出所受刑者 1,7116人	
	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率
全 国	3,396	16.1%	3,125	15.7%	2,863	15.1%	2,515	14.1%	2,218	13.0%
富山県 (※)	13		9		10		10		7	

（※）再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者（法務省より）
「2年以内再入者」…各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者

5 主な罪名・特性別2年以内再入率

令和4年の全国の2年以内再入率を主な罪名でみると、窃盗が19.4%と最も高くなっており、特性別では、高齢（65歳以上）が18.3%となっています。

＜全国＞ 基準値

主な罪名別：覚醒剤取締法違反 15.5%、性犯罪 5.0%、傷害・暴行 12.3%、窃盗 20.0%（令和2年出所受刑者）

特 性 別：高齢（65歳以上）20.7%、女性 11.0%、少年 9.0%（令和2年出所受刑者、少年院出院者）

（国の再犯防止推進計画「再犯の防止等に関する施策の成果指標」）

（人）

	罪名・特性	覚醒剤取締法違反		性犯罪		障害・暴行		窃盗		高齢（65歳以上）		女性		少年	
H27	全出所受刑者	6,184		640		1,310		7,860		2,881		2,261		2,879	
		2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率
	全国	1,187	19.19%	40	6.25%	212	16.18%	1,824	23.21%	669	23.22%	284	12.56%	316	10.98%
	富山県※	1		0		1		8		5		2		1	
R4	全出所受刑者	4,399		467		722		5,908		2,602		1,774		1,363	
		2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率
	全国	466	10.59%	29	6.21%	83	11.50%	1,144	19.37%	475	18.26%	192	10.82%	124	9.10%
	富山県※	1		0		1		5		3		0		1	

（※）再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者（法務省より）

第3章 計画の基本方針等

1 基本方針

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）で示されている5つの基本方針を踏まえ、以下のとおりとします。

【基本方針】

- 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・市町村・民間団体等との緊密な連携協力の確保に努めます。
- 国等との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援に努めます。
- 犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組みます。
- 犯罪等の実態等を踏まえ、見直しを行いながら、社会情勢等に応じた効果的なものとなるよう努めます。
- 再犯防止の取組みを分かりやすく広報するなどにより、広く県民の関心と理解を得られるよう努めます。

（参考：国の再犯防止推進計画〔5つの基本方針〕）

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

2 計画の目標

『誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指すとやま

型地域共生社会の実現』

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現は、全ての県民の願いです。

県民が犯罪による被害を受けることを防止するためには、犯罪や非行のあった人が自らの責任と被害者等の心情を自覚しながら、社会復帰に努力するときに、地域から排除したり、孤立させたりすることなく、立ち直ろうとする意欲を高め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが重要です。

また、すべての人が地域社会の構成員として自立し、互いに認め、支え合うことにより、年齢や障害等の有無にかかわらず、生涯にわたり自分らしい生活が継続できる包容力を持った社会を目指していくことも重要です。

この計画は、『誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指すとやま型地域共生社会の実現』を目標とし、再犯の防止等に関する施策を推進します。

3 重点分野

再犯防止推進法第24条に基づき、同法第2章に規定する基本的施策及び国の第二次再犯防止推進計画を勘案し、重点的に取り組むべき6つの分野を設定し、これらに関する施策に取り組めます。

- 【重点分野1】 国・市町村・民間団体等との連携強化
(地域による包摂の推進)
- 【重点分野2】 就労・住居の確保
- 【重点分野3】 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 【重点分野4】 学校等と連携した修学支援
- 【重点分野5】 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 【重点分野6】 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 再犯の防止等に関する施策の指標

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、国の第二次再犯防止推進計画で示されている施策の指標と同様に、次の数値を本計画における施策の指標とします。

○刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（富山県内で検挙された再犯者）

＜基準値＞ 830人・45.4% （令和5年）

○新受刑者中の再入者数及び再入者率（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者）

＜基準値＞ 23人・33.8% （令和5年）

○出所受刑者の2年以内再入者数及び全国に占める割合（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者）

＜基準値＞ 7人・0.04% （令和4年）

○主な罪名・特性別2年以内再入者数及び全国に占める割合（再入所（再入院）に係る犯行時の居住地が富山県である者）

・主な罪名別

＜基準値＞

覚せい剤取締法違反（1人・0.02%）

性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）（0人・0%）

傷害・暴行（1人・0.14%）

窃盗（5人・0.08%） （令和4年）

・特性別

＜基準値＞

高齢（65歳以上）（3人・0.12%）

女性（0人・0%）

少年（1人・0.07%） （令和4年）

○出所受刑者の3年以内再入者数及び全国に占める割合（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者）

＜基準値＞ 14人・0.08% （令和3年）

○主な罪名・特性別 3 年以内再入者数及び全国に占める割合（再入所（再入院）に係る犯行時の居住地が富山県である者）

・主な罪名別

<基準値>

覚せい剤取締法違反（1 人・0.02%）

性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）（0 人・0%）

傷害・暴行（0 人・0%）

窃盗（6 人・0.10%）（令和 3 年）

・特性別

<基準値>

高齢（65歳以上）（5 人・0.19%）

女性（2 人・0.12%）

少年（2 人・0.13%）（令和 3 年）

○保護観察付（全部）執行猶予者の再処分者数及び再処分率

<基準値> 6 人・42.9%（令和 5 年）

【SDGs の推進】

2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称 SDGs）が記載され、17 のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」と関連の強いものが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGs の趣旨を踏まえて取り組みます。

○本計画と関連の強いゴール



第4章 重点分野と具体的施策

【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化（地域による包摂の推進）

1 国・市町村・民間団体等との連携強化（地域による包摂の推進）

（1）現状と課題

犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている場合があります。

これらの者が地域の中で孤立せず、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰のみならず、刑事司法手続終了後も、関係機関、民間団体等と相互に連携して地域社会において息の長い支援を続ける必要があります、地域で支え合う体制づくりが重要です。

しかしながら、犯罪をした者等の支援等に必要な情報共有等が容易ではなく、支援が困難となる状況もみられます。

県では（第一期）富山県再犯防止推進計画の策定後、刑務所出所者等が社会復帰に努力する過程における行政支援ニーズの一般的状況等を共有するための「富山県再犯防止推進協議会」の設置や、「再犯防止推進セミナー」の開催等により、関係機関の連携に努めてきましたが、引き続き複合的な課題の包括的支援を行える連携体制を構築する必要があります。

＜県の取組み＞

◇犯罪をした者等の個々の課題に応じた支援の推進

・刑期を終えて出所した人などの社会復帰を支援するため、「富山県 Re-Start 更生保護相談室」において、犯罪をした者等やその家族、支援者などからの相談に対応し、必要に応じて面接面談や同行支援を実施し適切な支援につなぎます。【厚生企画課】

・「富山県地域生活定着支援センター」（社会福祉法人恩賜財団済生会支部富山県済生会に委託設置）において、保護観察所等からの依頼があった特別調整対象者（矯正施設を退所する高齢者・障害のある者で適当な帰住予定地が確保されていない者であって、福祉サービス等を受ける必要がある者）の社会復帰及び地域生活への定着の支援を国や市町村、関係団体（保護司会など）等と連携して行います。【厚生企画課】

・国関係機関・団体等と連携する協議会（富山県薬物乱用対策推進本部、富山県子ども・若者支援地域協議会、富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会 等）を通じ、様々な困難を抱えた者の社会復帰に向けた支援に取り組めます。【薬事指導課・こども未来課・警察本部（組織犯罪対策課）】

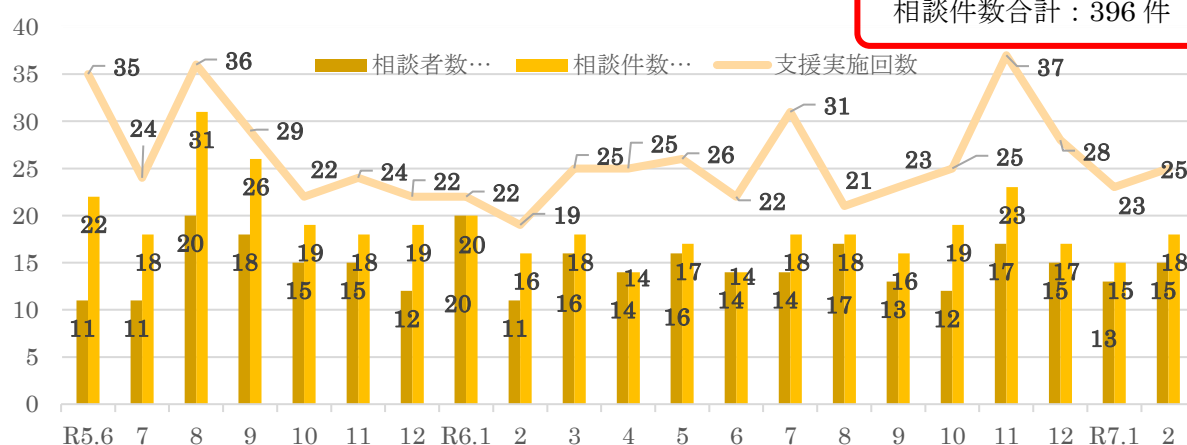
・市町村担当者を含めた「富山県再犯防止施策推進協議会」や「再犯防止推進セミナ

一」の開催等により、再犯防止の一層の推進のための情報共有等のネットワークの構築に努めます。【厚生企画課】

・市町村が整備を進める包括的支援体制について、市町村職員等に向けた研修や連絡会等を通じて、再犯防止の推進に係る情報の共有や連携等を図り、市町村の体制整備に向けた取組を支援します。【厚生企画課】

〔富山県 Re-Start 更生保護相談室における相談実績〕

	相談者数（実人員）	相談件数（延人員）	支援実施回数
R5. 6月	11	22	35
7月	11	18	24
8月	20	31	36
9月	18	26	29
10月	15	19	22
11月	15	18	24
12月	12	19	22
R6. 1月	20	20	22
2月	11	16	19
3月	16	18	25
4月	14	14	25
5月	16	17	26
6月	14	14	22
7月	14	18	31
8月	17	18	21
9月	13	16	23
10月	12	19	25
11月	17	23	37
12月	15	17	28
R7. 1月	13	15	23
2月	15	18	25
計	約15人/月	396	544



<国の取組み>

国の再犯防止推進計画のとおり、刑事司法関係機関が中心となり、犯罪をした者等の社会復帰支援のための取組みが実施されています。

○富山地方検察庁

・検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、保護観察所、富山県地域生活定着支援センター、地方公共団体、福祉機関、弁護士といった関係機関とも連携して被疑者・被告人の再犯防止と社会復帰支援に取り組んでいます。

○富山保護観察所

- ・富山地方検察庁、富山刑務所、富山県地域生活定着支援センターと連携し、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整（入口支援）、特別調整（出口支援）を行っています。
- ・保護観察期間や更生緊急保護期間終了後、「息の長い」社会復帰支援を推進するため、関係機関と連携し、刑の執行終了者等援助や地域援助を行っています。
- ・国や県の関係機関で構成する協議会等の開催による情報共有を図っています。

「刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「受刑者の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」、「富山県更生保護地域支援ネットワーク運営連絡協議会」など

○名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所（富山法務少年支援センター）

- ・地域社会の方からの依頼により、鑑別によって培ってきた非行・犯罪に関する専門知識やアセスメント機能などを活用し、対象者の性格・行動傾向や問題行動に至る原因・問題点の分析、分析結果に基づく処遇方針（指導方法や支援のあり方など）の策定を行い、依頼元である支援機関（者）等に助言や情報提供をしています。また、富山県少年サポートネットワーク会議に参画しています。

○名古屋矯正管区

- ・矯正行政に関する地方公共団体や地域の民間支援団体・関係機関の総合窓口として、更生支援企画課を設置し、管内矯正施設の情報を集約するとともに、地方公共団体等に対する矯正に関する情報発信を行っています。

<民間の取組み>

○更生保護施設「更生保護法人富山養得園」

- ・更生保護機関等と必要に応じて個別に協議・連携を図り、対象者の円滑な社会復帰や自立更生の支援に努めています。

コラム1

「居場所」と「出番」を作る取り組み

富山県地域生活定着支援センター

【設立の背景】

罪を犯した高齢者又は障害がある為に自立した生活を送ることが困難な方が、矯正施設等を出た後に、生活する術が分からず、再犯を繰り返してしまう場合があります。

そのような方達を支援するために、平成21年7月より『地域生活定着支援事業』（現：地域生活定着促進事業）が事業化され、『司法と地域を繋ぐ橋渡しの役割を担う機関』として『地域生活定着支援センター』（以下、センター）が設立されました。

【経緯】

地域生活定着促進事業は、平成23年9月に富山県済生会支部が県から事業を受託、同年10月から済生会富山病院内でセンターを開設し、福祉に係る支援を行っています。



【事業内容】

事業内容は、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等の支援（入口支援）と、矯正施設等退所後に、地域の中で安定した生活を送れるまで継続した支援（出口支援）があります。

具体的な支援の取り組みとして、保護観察所、弁護士、地域の方等からの依頼により、対象者と面接を行い、帰住する地域でどんな生活を送りたいか希望を聴きます。

例えば、「アパートへ入居し、一人で生活したい」と希望されれば、地域の不動産事業者や居住支援法人の方に相談し、住居の確保を調整します。

また、就労を希望される場合は、ハローワークへ同行しています。障がいのある方には、障害福祉サービスを利用し、作業所等で就労できるよう地域の支援機関と調整を図るとともに、就労が困難な方には、生活保護の受給等を検討します。

さらに、すでに出所して社会で生活を送っている高齢または障がいのある方や支援機関等からの相談を受け、必要な支援を行っています。

これらの支援調整は、地域の関係機関との、連携、協力に基づき、ネットワークを作るなかで成り立っています。この関係を構築するために、事業の啓発を行っています。

日々の活動の中では、対象となる方は「怖い人なのか」、「近くに来て大丈夫か」と質問を受けることがあります。なかなか理解をしていただくことは難しいと思われることから、地域包括支援センターや相談支援事業所等、地域の方々に、事業内容の説明をすることや、刑務所にご協力いただき、刑務所参観などを開催することで本事業を理解していただけるよう努めています。

センターでは、対象となる方に「居場所」と「出番」を作る支援を行っています。対象者個人の問題、受け入れる地域の理解等様々な課題がありますが、日々の活動を通じ、対象となる方が社会復帰した地域（居場所）で再犯せず、健康に生活を送る（出番）ことに繋がれば良いと考えています。

【重点分野2】就労・住居の確保

1 就労の確保

(1) 現状と課題

- ・再犯者（県警察に刑法犯で検挙された者）のうち、無職者は約5割を占めています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
再犯者	724	759	731	745	830
うち、無職	400	397	372	367	437
割合	55.2%	52.3%	50.9%	49.3%	52.7%

(富山県警察本部より)

- ・新受刑者（犯行時の居住地が富山県である者）のうち、無職である者は8割を超えています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
新受刑者	51	70	57	55	68
うち、無職	35	49	42	45	59
割合	68.6%	70.0%	73.7%	81.8%	86.8%
(参考：全国割合)	(68.3%)	(69.2%)	(69.6%)	(70.0%)	(67.8%)

(名古屋矯正管区より)

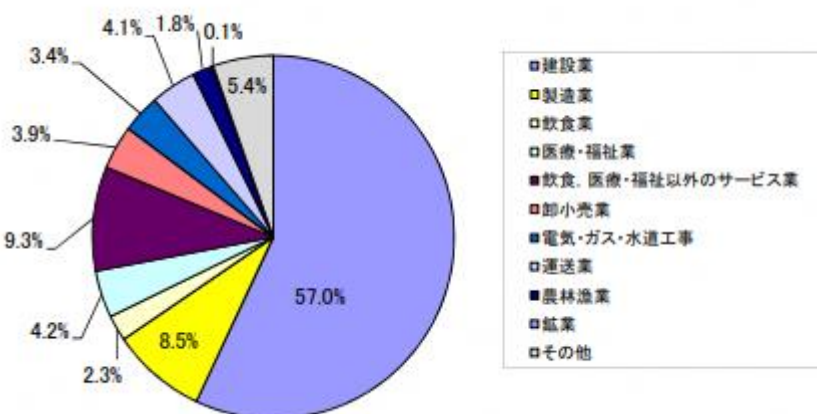
- ・協力雇用主数の登録数は増加していますが、実際に雇用している協力雇用主数の割合は、2～3%程度で推移しています。

(社)

	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
協力雇用主数	327	331	275	265	258
うち、実際に雇用している協力雇用主数	12	8	4	6	7
割合	3.7%	2.4%	1.5%	2.3%	2.7%

(4-10月1日現在、法務省より)

- ・協力雇用主を業種別にみると、建設業が5割以上を占めています。



(令和5年10月末現在、法務省より)

犯罪をした者等は、前科があるなどのために求職活動が円滑に進まない場合があります。また、就労に必要な基礎学力や技術、対人関係の維持のためのコミュニケーション能力を身に付けていないなどにより、就労や職場への定着が困難な場合があります。

そのため、実際に雇用を行っている雇用主にとって、同僚とのトラブルや離職等の不安を抱える場合も多いことから、それらの不安を軽減するための就労支援のみならず、就労後の定着支援に取り組む必要があります。

また、雇用のミスマッチを解消するため、本人の適性に応じた就労の確保と定着支援に向けて多様な業種の協力雇用主を開拓する活動への支援に取り組む必要があります。

＜県の取組み＞

◇就職に向けた相談・支援等と充実

- ・労働局、ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、県や高齢・障害・求職者雇用支援機構などの公共職業能力開発施設における施設内訓練、民間教育訓練機関における委託訓練により、円滑な再就職を支援します。【労働政策課】
- ・犯罪や非行をした障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。【障害福祉課、労働政策課】
- ・生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業として、犯罪をした者を含む生活困窮者の就労支援を行います。【厚生企画課】
- ・多様化するニーズに対応した職業訓練を展開するために実施している「職業能力開発に関するニーズ調査」の結果等について矯正施設に情報提供を行うことで、刑務所出所者等の雇用のマッチング向上を支援します。【労働政策課】
- ・公益社団法人富山県農林水産公社がホームページに掲載している就農情報等について矯正施設に情報提供を行い、刑務所出所者等の多様な就労の場の確保を支援します。【農業経営課】

◇協力雇用主の活動に対する支援

- ・保護観察対象者等を雇用した企業に対し、建設工事入札参加資格審査における優遇措置を講じます。【管理課】
- ・県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度のパンフレット等の配布などにより、制度をPRし、協力雇用主の登録数と実際の雇用の増加に努めます。【厚生企画課、労働政策課】

◇企業等に対する広報・啓発の推進

- ・刑務所出所者等の公正な選考採用や差別撤廃、協力雇用主に関する県民の理解の醸成、広報・啓発の推進に努めます。【厚生企画課、労働政策課】

<国の取組み>

国の再犯防止推進計画のとおり、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度、保護観察対象者の雇用等の取組みが実施されています。

○富山刑務所

- ・職業訓練・指導により、収容中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実を図っています。また、関係機関と連携して、受刑者に就労支援を実施しています。

○名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所（富山法務少年支援センター）

- ・刑務所出所者等の雇用主等からの依頼に応じ、出所者等の性格・行動傾向、問題行動に至る原因・問題点を分析し、対応の仕方や効果的な指導方法などを助言する取組みを行っています。

○富山保護観察所

- ・刑務所出所者等就労奨励金の給付、身元保証制度の充実など、雇用主への直接支援のほか、協力雇用主の確保、活動への支援に加え、富山県刑務所出所者等就労支援推進協議会の開催などによる情報共有の取組みを行っています。

○富山労働局

- ・関係機関・団体との連携による就労支援とともに、ハローワークにおける職業相談・紹介、公共職業訓練の受講あっせん、求職者支援訓練の活用、トライアル雇用、矯正施設での職業講話、求人情報の提供等の刑務所出所者等就労支援事業を実施しています。
- ・支援対象者が就職した場合は、本人又は雇用主の同意を得た上で、定着に向けた課題への対応方法についての助言等状況に応じた相談支援を行っています。

<民間団体の取組み>

○富山県保護司会連合会

- ・協力雇用主会と連携して、協力雇用主の開拓、確保に関する取組みを行っています。

○更生保護施設「更生保護法人富山養得園」

- ・富山養得園に入園後、速やかにハローワークでの就労活動を支援し、同行訪問などを行っています。また、協力雇用主へ協力を依頼するなど園生の希望に沿った就職先の確保等の取組みを行っています。

○NPO法人富山県就労支援事業者機構

- ・保護観察所、矯正施設、公共職業安定所等、関係機関・団体との連携に努め、就労支援スタッフによる保護観察対象者、更生緊急保護対象者の就職活動支援、職場定着支援に加え、協力雇用主への支援を行っています。
- ・刑務所出所者等の前歴を承知して雇用する事業者（協力雇用主）の増加とともに、職種幅の拡大に努めています。実際に雇用していただく事業主の増加を図るため、雇用した場合における給与支払いの助成事業を促進しています。
- ・全国就労支援事業者機構の実施する「スタッフ配置事業」を継続し、犯罪者等の就労確保や職場定着が困難な者に対し、関係機関等と協力して継続的かつ、きめ細かな支援を行うなど、就労継続に必要な寄り添い型の支援（更生保護就労支援事業）を実施しています。

2 住居の確保

(1) 現状と課題

- ・再犯者（県警察に刑法犯で検挙された者）のうち、住所不定である者は平均約4%となっています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
再犯者	724	759	731	745	830
うち、住所不定	41	33	29	40	25
割合	5.7%	4.3%	4.0%	5.4%	3.0%

(富山県警察本部より)

- ・刑務所出所者のうち、帰住先がない者（割合）は減少傾向にあるものの、令和5年は上昇しています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
出所者(富山刑務所)	177	141	155	164	157
うち、帰住先がない者(※)	34	9	22	24	34
割合	19.2%	6.4%	14.2%	14.6%	21.7%
(参考：全国割合)	(16.9%)	(17.3%)	(16.0%)	(15.6%)	(16.0%)

(法務省より)

(※)「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

- ・令和5年に富山刑務所を出所した者の帰住先のうち、「更生保護施設等」は約3割を占めています。

(人)

計	父母	配偶者	兄弟・姉妹	その他親族	知人	雇主	社会福祉施設	更生保護施設等	左記に含まれない自宅	その他
156	27	4	4	7	20	8	3	47	0	36

(名古屋矯正管区より)

犯罪をした者等の中には、矯正施設への入出所を繰り返すにつれて、帰住先を確保することが困難になる者が少なくありません。また、頼ることのできる親族等がいな

いため身元保証人の用意が困難なこと、家賃滞納歴等があるため民間家賃保証会社を利用できないこと等により、適切な定住先を確保できない者もいます。

そのため、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設に対する理解の促進や、地域社会において安定した生活を送るための基盤となる住居の確保のための支援に取り組む必要があります。

<県の取り組み>

◇住居の確保

- ・犯罪や非行をした人たちの住居の確保を支援するため、富山県地域生活定着支援センターにおいて、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対する社会福祉施設への入所調整やアパート等への入居調整を行います。【厚生企画課】
- ・生活困窮者自立相談窓口においては、住居の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給（有期）、一時生活支援事業（令和7年4月1日より居住支援事業に改称）を実施します。【厚生企画課】
- ・住宅セーフティネット法に基づく同制度の周知と情報提供を行うとともに、市町村、富山県居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建築住宅課】
- ・県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。【建築住宅課】
- ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や住宅相談等を行う居住支援法人の指定に向け、関係団体等との連携を強化します。【建築住宅課】

◇更生保護施設に対する理解の促進

- ・地域における更生保護施設の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発を行います。【厚生企画課】

<国の取り組み>

国の再犯防止推進計画のとおり、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取り組みが実施されています。

<民間団体の取り組み>

○更生保護施設「更生保護法人富山養得園」

- ・頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、

一定期間、宿泊場所や食事を提供し、就労支援や生活指導などを行っています。



（富山養得園施設全景）



（富山養得園多目的ホール）

コラム2

「開かれた施設 富山養得園について」

更生保護法人富山養得園

富山養得園は、明治32年に設立され、以来124年余に及び継続保護事業を行っている富山県唯一の更生保護施設です。

富山養得園は、矯正施設等から釈放された人や保護観察を受けている人、あるいは刑の執行猶予や起訴猶予の処分を受けた人で、帰る先がないなどの理由で直ちに自立が困難な人達に対して、一定期間宿泊場所や食事を提供し、その間生活指導や就労支援を行うとともに、社会常識の涵養や躰指導等自立のための様々な訓練を施し、もって再犯を防止し、安心して安全な街づくりに貢献している民間の施設です。

また、最近に至っては、在園中の対象者に対する各種援助に留まらず、退園後においても就労や悩み事について相談を受けるフォローアップ事業も併せて行っており、隠れた再犯防止に意を尽くしています。因みに富山養得園では、ここ10年余の間に延べ5万人を超える対象者を収容しております。

富山養得園は、令和元年度に現在地で建替え竣工しました。定員は20名で男子のみです。居室はすべて個室で、今後さらに増えるであろう高齢者や障害者の収容も考慮し、至るところにバリアフリーを設け対象者に優しい施設を目指しています。また、地域交流室や面談室を新たに設置しました。これは施設へのさらなる理解と協力を求めるための一方策であり、近隣住民の各種集いや保護司会及び更生保護女性会などの会議に使用されるなど地域に開かれた施設となっております。

富山養得園は、国からの委託費や地方自治体からの助成金及び民間企業や個人の賛助金、さらには篤志家のご寄付による浄財で運営されております。中でも有難い思いを持っているのは、毎週日曜日に母親の味として夕食提供を受けている更生保護女性会の存在です。彼女達との交流により、家庭のあたたかさを思い起こし、再犯をしないぞと決意する姿を見るのは大変嬉しいもので、自立のために努力する彼らへの最大のご褒美と考えています。

このように、富山養得園は多くの善意と深い愛情に支えられ、再犯防止に取り組む更生保護の最前線基地を目指して毎日頑張っている施設です。

県民の皆様のあたたかいご支援をお願い申し上げます。



コラム3

「矯正展について」

富山刑務所

刑事施設では、「社会を明るくする運動」の一環として、受刑者の所内生活の紹介や刑務作業製品の展示・販売を行うことによって、受刑者の社会復帰に対する一般社会の方々の御理解と御協力を得ることを目的に、矯正展を開催しています。

矯正展の開催に当たって、富山県内では、富山刑務所が例年9月から11月頃の期間に「富山矯正展」を開催しており、日頃からお世話になっている近隣住民の方々に楽しんでいただけるよう、施設見学や性格検査体験にとどまらず、近隣の中学校の吹奏楽部による演奏、県内のグループによるよさこい踊りやチアリーディング等のイベントも行っています。また、所内の工場で受刑者が作成している、御神輿、檜製のティッシュボックスやラックケースが人気を集めているほか、当所のレシピで調理した「監獄カレー」も非常に好評で、例年約2,000人前後の方々に来場して頂いております。

さらに、刑務所では、再犯防止の取組の一環として、各種改善指導、福祉や就労などの各種支援を実施しており、就労支援では、社会復帰に向けて真摯に取り組む者に対して、仕事フォーラムや県内企業を招いての企業説明会など積極的な支援を実施しています。



(富山矯正展開場場面)



(所内見学場面)



(全国の作業製品展示即売状況)



(受刑者制作のおみこし)

【重点分野３】保健医療・福祉サービスの利用の促進

１ 高齢者又は障害のある者等への支援

（１）現状と課題

- ・再犯者（県警察に刑法犯で検挙された者）のうち、高齢者は約３割を占めています。

（人）

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
再犯者	724	759	731	745	830
うち、高齢者（65 歳以上）	238	221	260	233	291
割合	32.9%	29.1%	35.6%	31.3%	35.1%

（富山県警察本部より）

- ・新受刑者のうち高齢者は約２割となっています。

（人）

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
新受刑者	51	70	57	55	68
うち、高齢者（65 歳以上）	17	12	15	13	17
割合	33.3%	17.1%	26.3%	23.6%	25.0%

（犯行時の居住地が富山県である者）

（名古屋矯正管区より）

- ・新受刑者のうち精神障害有りの者は 15%前後となっています。

（人）

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
新受刑者	51	70	57	55	68
うち、精神障害有り	5	4	5	8	11
割合	9.8%	5.7%	8.7%	14.5%	16.2%

（犯行時の居住地が富山県である者）

（名古屋矯正管区より）

福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援の対象とならない場合があります。

また、支援が必要な生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している場合も多く、困窮状態であることも周囲にはわかりづらい場合があります。

そのため、地域で自立した生活を営めるよう、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービスが切れ目なく提供される体制づくりを進める必要があります。

＜県の取組み＞

◇関係機関における福祉的支援の実施体制等の整備と充実

- ・矯正施設退所者等に対する支援（出口支援）として、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設退所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、富山県地域生活定着支援センターにおいて、富山保護観察所や更生保護施設、福祉の関係機関等と連携・協力して調整を行います。また、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者についても支援を行います。【厚生企画課】

- ・生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施（相談窓口：県内 11 か所）、就労準

備支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。

【厚生企画課】

- ・社会福祉協議会で実施している「ケアネット事業」を通じ、福祉課題を抱える要援護者やその家族に対する、地域住民自らによる個別支援サービス（継続的な見守り、声かけ、買物支援など）を行います。【厚生企画課】
- ・社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」を通じ、認知症高齢者や障害者など判断能力が十分でない人が、権利を侵害されることなく地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。【厚生企画課】
- ・社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対し必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。【厚生企画課】
- ・市町村が設置する地域包括支援センターの職員に対する研修を実施し、高齢者やその家族等が抱える保健、福祉、医療等に係る各種相談機能の充実に支援します。【高齢福祉課】
- ・障害福祉サービス事業所が、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に報酬に加算される仕組みが用意されています。【障害福祉課】
- ・犯罪をした高齢者や障害のある者等が、社会で孤立し取り残されることなく、必要な医療・介護サービスを利用できるよう、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が参加する研修等において、再犯防止の趣旨や富山県地域生活定着支援センターの取組み等について、周知を行います。【厚生企画課】
- ・県が策定する医療・福祉関係計画に再犯防止の観点からの記載に努めるほか、市町村が関係計画を策定する際、情報提供等を通じた支援を行います。【厚生企画課】

◇保健医療・福祉サービスの利用に関する関係機関等との連携の強化

- ・地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、市町村及び社会福祉協議会等と連携して福祉サービスが提供されるよう支援します。【厚生企画課】
- ・福祉、医療、司法等関係専門職を対象とした職種横断的な研修等を通じ、多様な専門職間の連携強化に努めます。【厚生企画課】
- ・再犯防止の一層の推進のための情報共有等のネットワークの構築に取り組みます。【厚生企画課】＜再掲＞
- ・各機関が、それぞれの分野の専門的な相談に対応できるよう機能向上を図るとともに、他の分野の相談があった場合にも、迅速な対応ができるよう、名簿やマニュアル等を作成し連携強化に努めます。【厚生企画課】
- ・地域の状況に応じた市町村の再犯防止等に関する取組みが円滑に実施されるよう、市町村や民間団体等に対し、個人情報適切な取扱いに十分配慮しながら、連携できるように支援を行います。【厚生企画課】＜再掲＞

〔富山県地域生活定着支援センターにおける支援状況（のべ人数）〕

（人）

	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	高齢者	障害者	高・障	高齢者	障害者	高・障	高齢者	障害者	高・障	高齢者	障害者	高・障	高齢者	障害者	高・障
コーディネート業務	6	4	1	6	3	2	9	7	1	6	11	2	6	8	2
フォローアップ業務	5	2	1	4	1	1	6	3	1	9	3	1	9	3	1
相談支援業務	2	1	0	2	4	2	4	2	0	3	1	1	4	0	1
被疑者等支援業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
小計	13	7	2	12	8	5	19	12	2	19	16	4	19	12	4
計	22			25			33			39			35		

（コーディネート業務）

保護観察所からの特別調整協力等依頼に基づき、矯正施設入所者の退所後に必要な福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等へのあっせんや福祉サービス等に関する申請支援を行う。

（フォローアップ業務）

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所後に対象者を支援する福祉サービス事業所等に対して必要な助言を行う。

（相談支援業務）

矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。

（被疑者等支援業務）

不起訴または執行猶予の判決を受けて釈放される段階で、必要な福祉サービス等の利用調整を行う。

<国の取組み>

国の再犯防止推進計画のとおり、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のために、矯正施設及び更生保護施設へ社会福祉士等の配置を進めるなど、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）が実施されています。また、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結び付けることが、犯罪等の常習化を防ぐために重要であることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組み（入口支援）が実施されています。

○富山地方検察庁

- ・高齢であったり、障害があるために福祉的支援を必要とする被疑者・被告人について、保護観察所、富山県地域生活定着支援センターとの連携などのほか、社会福祉士から助言を受けるなどして、それぞれが抱える問題に応じた支援策を検討し、適切な福祉サービスを受けることができるよう、関係する福祉事務所、福祉関係機関・団体等につなげるための連絡・調整を行う取組（入口支援）を行っています。

○富山刑務所

- ・高齢受刑者等の対策として、出所後に自律的で健全な社会生活を送るための福祉的支援を中心とする社会復帰支援指導を実施しています。

○富山保護観察所

- ・出所者等が円滑な支援を受けられるよう、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯

正施設出所者等に対する社会復帰に向けた支援等にかかる連絡会」により、富山保護観察所、富山地方検察庁、富山刑務所、富山県地域生活定着支援センターが定期的に協議を行っています。

2 薬物依存を有する者への支援

(1) 現状と課題

・県内の薬物事犯の検挙人員は、覚醒剤事犯と大麻事犯の割合が高くなっています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
検挙者総数	53	62	70	58	55
覚醒剤	29	38	25	32	24
大麻	23	18	43	24	27
麻薬・向精神薬	1	5	1	0	3
あへん	0	1	1	0	0
医薬品医療機器等法	0	0	0	2	1

(富山県警察本部より)

・覚醒剤取締法違反で検挙された者のうち、同一罪名再犯者(※)は、近年ほとんどの年で5割を超えています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
覚醒剤取締法違反検挙者	29	38	25	32	24
再犯者	19	24	12	22	13
割合	65.5%	63.2%	48.0%	68.8%	54.2%

(富山県警察本部より)

(※) 同一罪名再犯者(前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。)

・新受刑者の覚醒剤取締法違反者のうち再入者の割合は5割を超えています。

(人)

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
新受刑者	51	70	57	55	68
うち、覚醒剤取締法違反者	4	17	10	9	8
うち、再入者	2	13	7	5	5

(犯行時の居住地が富山県である者)

(名古屋矯正管区より)

・薬物依存症の患者数(外来受診者・入院患者)は全国の1%未満となっています。

(人)

令和3年度	全国	富山県
精神外来患者数(主傷病)	7,272	37
精神入院患者数(主傷病)	1,584	1-9

(令和3年度「精神保健福祉資料」より)

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行う必要があります。

そのため、薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成、相談支援窓口や治療・支援等を提供する保健・医療機関の体制の充実を図る必要があります。

また、刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携を図り、薬物依存からの回復施設や回復のための長期的な活動につなげる必要があります。

ます。

さらに、薬物事犯者の家族が薬物事犯者本人との関係に疲弊していることが少なくないため、家族に対する支援の充実が重要です。

そのため、薬物依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進に努める必要があります。

<県の取組み>

◇薬物依存症者及び家族等に対する支援、支援者の育成

- ・富山県心の健康センターに設置している依存症に関する相談拠点において、相談対応、関係機関との連携、相談拠点の周知を実施します。【健康課】
- ・薬物依存症者に関する理解を深め、家族が元気になり自分たちの生活を取り戻すことを目的に、依存症家族教室を開催します。【健康課】
- ・薬物等をやめ続けたい人やその家族を対象に回復プログラムに基づき学びの場を提供するほか、専門家によるセミナーを実施します。また、依存症の病理や現状を正しく理解し、さらに適切な予防や対策ができるよう内容の充実に努めます。【健康課】
- ・薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携を図り、団体の活動の紹介を積極的に行うなど、必要に応じた支援を行います。【健康課・薬事指導課】

◇治療・支援等を提供する保健・医療機関等との連携強化

- ・依存症支援関係機関連絡会の開催により、行政、医療機関、支援団体が情報共有・意見交換を行い、連携を強化します。【健康課】
- ・副知事を本部長とする富山県薬物乱用対策推進本部を設置し、関係行政機関が連携・情報共有を図る、薬物乱用対策を推進します。【薬事指導課】
- ・薬物依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介するチラシを作成し、更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布し、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。また、薬物依存症者を受け入れる医療機関の開拓、周知に努めます。【健康課】
- ・地域で依存症の治療を提供する医療機関や矯正施設等との連携体制の充実に努め、薬物依存症者に対する適切な対応を促進します。【健康課】

◇依存症問題等に関する広報・啓発の推進

- ・薬物乱用防止活動を推進するため、富山県薬物乱用防止指導員を（令和6年7月現在県内363名）委嘱するとともに、指導員で組織された協議会活動を通じて地域に密着した啓発活動を行います。【薬事指導課】
- ・厚生センター等に設置した相談窓口で、薬物に関する一般的な知識の普及と相談に応じるとともに、薬物乱用防止講習会を行います。【薬事指導課】
- ・NPO法人富山ダルクリカバリークルーズと連携し、薬物乱用防止セミナーを開催し、薬物乱用の恐ろしさや薬物依存症への理解を深め、薬物乱用を許さない社会環境づく

りを推進します。【薬事指導課】

- ・小学校、中学校、高等学校において、警察職員や学校薬剤師等、外部の専門家を招いて薬物乱用防止教室や、指導者講習を実施します。【保健体育課】
- ・少年警察補導員、少年担当警察官等を学校や地域社会に派遣して、薬物乱用防止教室を開催している。また、大勢の人が集まるイベントにおいては、薬物乱用防止広報車を活用し、視聴覚に訴える効果的な広報・啓発活動を行っています。【警察本部（人身安全・少年課）】
- ・薬物事犯者本人やその家族が薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されないための、薬物依存症の立ち直りに関する適切な広報・啓発を推進します。【健康課】

<国の取組み>

国の再犯防止推進計画のとおり、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制整備等の取組みが実施されています。

○富山刑務所

- ・特別改善指導として、薬物依存離脱指導を実施しています。

○富山保護観察所

- ・薬物依存者支援団体と連携して社会復帰後の支援を実施しています。また、富山県心の健康センターと共同で「依存症支援関係機関連絡会」を開催し、関係機関との情報交換や家族支援を行っています。
- ・専門的処遇プログラムとして、薬物再乱用防止プログラムを実施しています。
- ・NPO法人富山ダルクリカバリークルーズと連携し、保護観察対象者、更生緊急保護対象者で、薬物依存の疑いがある者について、必要に応じて支援を委託しています。

<民間団体の取組み>

○NPO法人富山ダルクリカバリークルーズ

- ・富山刑務所における薬物離脱指導や学校等における保健講話の講師を派遣するとともに、薬物依存症者やその家族等からの相談や薬物依存症者へのリハビリ支援等を行っています。

コラム4

「高齢者等を対象とした社会復帰支援について」

富山地方検察庁

検察庁では、警察から送致を受けるなどした事件を捜査して、起訴か不起訴かを判断し、起訴した事件については、裁判で適切な判決がなされるよう公判立証を行っているだけでなく、①犯罪の被害に遭われた方々の支援、②児童虐待事案における児童相談所及び警察との連携、③再犯の防止や罪を犯した人の社会復帰支援といった刑事政策的観点をも踏まえた捜査・公判活動を行っています。

このうち、再犯の防止・社会復帰支援については、捜査の結果、不起訴で釈放されたり、裁判で執行猶予の判決又は罰金の判決により刑務所に行かずに釈放になった人（被疑者・被告人）の中で、高齢、障害、貧困等といった事情により、社会復帰のための支援を必要とする人たちに対しては、保護観察所、福祉施設など関係機関と連携することが重要であるため、すべての地方検察庁において、関係機関と継続的に連絡・調整等を行うための担当職員を配置し、地域の実情に応じた形で連携を図っています。

富山地方検察庁では、富山保護観察所、富山県地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、住居の確保や福祉サービスの支援等を行っているほか、令和元年9月から、社会福祉アドバイザー体制の運用を開始しました。

この社会福祉アドバイザー体制の運用により、高齢、障害、貧困等の困難を抱え、不起訴処分、執行猶予判決等により釈放が見込まれる人などを対象として、社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーが、個々の事件を担当する検察官等からの相談に応じ、例えば、直接本人と面談して、福祉的・医療的ニーズを引き出し、居住・就労・生活・医療等の支援策につき、本人の希望を踏まえて検察官に助言したり、年金の受給状況を確認し、未支給であれば支給に向けた関係機関との調整方法につき助言を行ったりしています。

このように、検察庁では、司法と福祉が連携し、より適切な支援を行うことができるようにすることで、罪を犯した人の再犯の防止及び円滑な社会復帰支援に取り組んでいます。

コラム5

「NPO法人富山ダルクリカバリークルーズの薬物依存症者への支援活動について」

NPO法人富山ダルクリカバリークルーズ

平成 20 年 5 月に北陸にて初めての依存症回復支援拠点となりました。身体的、精神的、社会的援助を行い、依存症からの回復を手助けし、将来の社会的自立を目指した、薬物を使わない生き方のプログラムを実践しています。

- (1) デイケア/ナイトケア (2) 相談事業 (3) 予防啓発活動 (4) メッセージ活動 (5) 家族会/家族教室

- デイケア 日常生活を構築していく為の事業と就労を目的とした事業を実施
- 相談事業 24 時間相談を受け付け、必要な支援に繋げる
- 予防啓発活動 地域へ依存症の理解を深めていく講演活動
- メッセージ活動 和太鼓演奏やボランティア活動、刑務所や病院への面会など
- 家族会/家族教室 依存症の問題を抱える家族や関係者の会

- 1 生活訓練事業を行い、必要な治療機関や必要な社会保障などに繋げていく事や食事や金銭管理、生活習慣の改善を図っています。又、回復に必要な 12 ステップミーティングや勉強会を行い、様々なレクリエーションプログラムを実施しています。生きていく中での楽しみや、課題と向き合い、仲間と共に改善し自己肯定を高め人との関係を学んでいきます。



又、職員は依存症から回復した者が務めていることから隠さず本音で話し合うことが出来る関係が作られていきます。

- 2 次の段階として、就労継続支援B型事業へと進み、その人に合った時間内で、作業を行いその中で様々な事(作業のやり方、人との関わり方、体力や集中力、金銭感覚、自分自身の気持ちなど)を学んでいきます。事業所内での組立作業や外に出たの作業など様々行っています。その後自立に向けた援助を行い、退所した者に対しても必要なサポートを行います。
- 3 ナイトケア 宿泊できる建物があり、職員が 24 時間常駐し、利用者が互いに協力し自立を目指した生活を学んでいきます。

依存症に対する健康被害に目を向け、様々な関係機関が理解し繋がり、人の中で支えあう地域づくりを目指し活動を行っていきます。

【重点分野４】学校等と連携した修学支援

１ 学校等と連携した修学支援

（１）現状と課題

- ・ 県内の刑法犯 犯罪少年（14 歳以上 20 歳未満で罪を犯した少年）は 150 人前後で推移しています。

（人）

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
刑法犯 犯罪少年	169	151	113	146	147

（富山県警察本部より）

- ・ 県内の中途退学率（国公立高等学校）

年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
県内の中途退学者（人）	306	264	196	247	296
県内の中途退学率	1.1%	1.0%	0.7%	0.9%	1.2%
（全国の中途退学率）	1.3%	1.1%	1.2%	1.4%	1.5%

（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より」）

- ・ 新受刑者の教育程度

（人）

年次	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
小学校（卒業）	0	0	1	0	0
中学校（中退）	1	0	0	0	1
中学校（卒業）	13	21	12	15	6
高等学校（中退）	7	17	12	11	15
高等学校（卒業）	21	26	22	21	37
大学（中退）	2	0	5	2	3
大学（卒業）	7	6	5	6	6
計	51	70	57	55	68

（犯行時の居住地が富山県である者）

（名古屋矯正管区より）

社会環境の変化（SNSの普及など）や少年の抱える問題の深刻化により、少年が地域社会で孤立し、非行少年とならないよう取組みが求められています。

保護者と連携しながら、学校や地域における非行の未然防止のための犯罪予防活動やこどもの居場所づくりなど適切な教育・支援等に取り組む必要があります。

矯正施設、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、学校や地域において、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等が必要です。

＜県の取組み＞

◇学校における児童生徒の非行の未然防止等

- ・ 児童生徒の心のケアのため、県内全ての公立小学校・中学校・義務教育学校及び高等学校拠点校にスクールカウンセラーを配置します。（令和6年度：16校）【教育みらい室児童生徒支援担当】
- ・ 私立高校の生徒の心のケア等に対処するため、学校がスクールカウンセラー等を配

置した経費について支援します。【学術振興課】

- ・児童生徒の家庭環境の改善のため、県内全ての中学校区・義務教育学校（富山市は中核市として単独実施）及び高等学校拠点校にスクールソーシャルワーカーを派遣します。（令和6年度：4校）【教育みらい室児童生徒支援担当】
- ・非行防止等の取組みを学校と家庭が連携して推進していくために、児童生徒の保護者を対象に、生徒指導に係る啓発冊子を作成し、周知に努めます。【教育みらい室児童生徒支援担当】
- ・県内4地区の高等学校生徒指導協議会で、祭礼巡視や街頭補導巡視等を計画的に行い、非行の未然防止に努めます。【教育みらい室児童生徒支援担当】
- ・交通安全教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教室等を実施し、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。【教育みらい室児童生徒支援担当】
- ・民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組みを推進します。【厚生企画課、小中学校課】

◇地域における非行防止活動の推進

- ・こどもの居場所づくりやこどもを中心とした地域の交流拠点として、こども食堂の設置促進を図るとともに、市町村との連携により、こども食堂の取組みを支援します。【こども未来課】
- ・不登校など様々な困難を抱えるこどもが学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、市町村との連携により、民間団体の取組みを支援します。【こども未来課】
- ・富山県子ども・若者支援地域協議会を設置し、関係機関相互の連携体制の確保、事例検討による支援方法等の検証を行い、支援が必要なこども・若者への支援を実施するための情報交換・協議を行います。【こども未来課】
- ・「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」「少年を見守る社会気運の醸成」等、非行少年を生まない社会づくりのため、少年の規範意識の向上と社会との絆の強化を図ります。【警察本部（人身安全・少年課）】
- ・少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや学生安全ボランティア、関係機関と連携した非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組みます。また、少年の心のよりどころとなる新たな「居場所」を作る社会奉仕体験活動等への参加の促進を図ります。【警察本部（人身安全・少年課）】
- ・各関係機関において、子育てや、心と体の健康等についての相談対応を行います。
 - ◆厚生センター（新川、中部、高岡、砺波）
 - ◆富山児童相談所、高岡児童相談所
 - ◆富山県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）
 - ◆富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」
 - ◆富山県心の健康センター（富山県ひきこもり地域支援センター・富山県依存症相談支援センター） 等
- ・児童相談所において、こどもが健やかに育つよう、非行に関する相談や、性格や行動に関する相談、不登校に関する相談などに応じます。【こども未来課】

- ・県のこどもに関する4つの相談機関（富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、富山県こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室）を集約して配置する「富山県こども総合サポートプラザ」を設置し、各相談機関が連携して非行や不登校など様々な悩みや困難を抱えるこどもや家庭からの相談にきめ細かく対応します。【こども未来課】

◇学校や地域社会において再び学ぶための支援

- ・児童自立支援施設では、入所中の非行少年に対して、退所後の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、同施設内に設置された分校との連携のもと、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を実施します。【こども未来課】
- ・こども・若者に関する相談に応じ、支援機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行うワンストップの相談窓口「富山県こども・若者総合相談センター」において、富山県子ども・若者支援地域協議会の構成機関である支援機関と連携を取ることで、高等学校中退などで学校を離れることとなった者が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるよう支援します。【こども未来課】
- ・矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解・連携を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修等の実施に当たっては、職員を講師として派遣するなど取り組みを推進します。【小中学校課】
- ・保護観察所と連携し、保護司による非行防止教室の実施等、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、関係者等に連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。【小中学校課】

<国の取り組み>

国の再犯防止推進計画のとおり、高等学校の中退防止のための取り組みや、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援とともに、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等が実施されています。

○富山刑務所

- ・高等学校を卒業していない者の中で希望者に対して、施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しています。同試験に合格した者は、出所後に専門学校や大学への進学の条件を得るほか、高校卒業程度の学力を身に付けることができたという達成感を得ています。

○名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所

- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた取り組みを実施しています。

<民間団体の取組み>

○富山県更生保護女性連盟

- ・子育て支援や児童等の見守り活動を行っています。

○富山県BBS連盟

- ・兄や姉のような身近な存在として、保護観察対象者等の学習支援や非行傾向にある少年とのともだち活動を通して、自立支援の取組みを行っています。

コラム6

「地域での非行防止活動について」

富山県BBS連盟

富山県BBS連盟では、毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」から8月までの夏休み期間中に青少年健全育成とBBS運動周知による地域の非行防止とを図ることを目的としての「親子ふれあいフェスタ」を県内小学校にて各小学校およびPTAそして富山保護観察所と協力して、今の形式では平成15年より年1回開催しています。

行事の目玉は係留熱気球の乗船体験で、十数メートルまで上昇した気球から見下ろすグラウンドや地域の風景や立山連峰の眺望が見られるとあって毎年大好評を得ています。

また、のし餅状の粘土からコーヒークップや絵皿などを作る陶芸教室も開催したことがあり、親子で協力して一つの作品を作ることでひと夏の思い出づくりと親子共通の話題提供に役立つものと思います。



親子ふれあいフェスタ in 滑川市立田中小学校より



親子ふれあいフェスタ in 富山市立中央小学校より

コラム7

「法務少年支援センターについて」

名古屋少年鑑別所 富山少年鑑別支所

少年鑑別所は、家庭裁判所の求めに応じて対象者に鑑別を行うこと、観護の措置の決定等により収容している者に対して観護処遇を行うことなどを目的とする法務省の組織ですが、平成27年6月からは「法務少年支援センター」として、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動をしています。富山少年鑑別支所も「富山法務少年支援センター」という名称で、心理学や教育学等を学んだ職員が、少年鑑別所における鑑別や観護処遇などで培った知識やノウハウを活用して、関係機関や団体の皆様と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する支援などに取り組んでいます。当センターは、対象者の年齢制限はなく、どなたでも利用することができます。

☆ 支援の内容

1 子ども（本人）の能力・性格の調査

本人・相談者、関係機関の依頼を受けて、心理検査を実施し、その結果を伝えます。

2 問題行動の分析や指導方法の提案

本人・相談者、関係機関の依頼を受けて、面接や心理検査を行い、問題行動の原因や指導・支援の内容について提案します。

3 子ども（本人）や保護者に対する心理相談

本人・相談者、関係機関の依頼を受けて、本人や保護者の方と心理相談を行います。

4 事例検討会等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動のある方に関する事例検討会に出席し、見立てや指導方法に関する助言を行います。

5 研修・講演

学校、福祉、医療、更生保護等の関係機関の依頼を受けて、非行や子育て、思春期の子供の行動理解と指導方法などについて、お話しします。



このシンボルマークは少年鑑別所が「地域とともに、子供たちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域につながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

【重点分野5】犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

1 特性に応じた効果的な指導

(1) 現状と課題

- ・性犯罪について、令和5年はこれまでの約2倍に増加しています。

年次	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
合計認知件数	21	22	22	24	47
不同意性交等 (旧 強制性交等)	3	2	5	7	17
不同意わいせつ (旧 強制わいせつ)	18	20	17	17	30

(富山県警察本部より)

- ・県内の暴力団の構成員等は近年、減少傾向にあります。

	R元年末	R2年末	R3年末	R4年末	R5年末
六代目山口組傘下団体	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体
神戸山口組傘下団体	1団体				
計	4団体 (約260人)	3団体 (約250人)	3団体 (約240人)	3団体 (約230人)	3団体 (約220人)

(富山県警察本部より)

- ・県内のストーカー事案の認知件数は毎年100件を超え、高止まりの状況です。
(富山県警察本部より)

性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性を的確に把握したうえで、適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけ、社会復帰を促す必要があります。

具体的には、働きかけにあたって、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性の適切な把握と、関係機関の連携、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施する必要があります。

<県の取組み>

◇適切なアセスメント等の実施と対応

- ・警察本部では、法務省から、子供対象・暴力的性犯罪に関する出所者情報の提供を受け、出所後に再び犯罪をすることを防止し、また、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合には、迅速な対応を図ります。【警察本部（人身安全・少年課）】
- ・子供を対象とする暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止のため、対象者の出所後の継続的所在地の確認及び面談等を実施します。【警察本部（人身安全・少年課）】
- ・被害者への接触防止のための措置として、ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。また、保護観察所と情報共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所の長からの仮釈放の取り消しの申出及び刑の執行猶予の言渡し

の取り消しの申出を受けて、検察官から取り消し請求を行うなど、関係機関の連携により、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。【警察本部（人身安全・少年課）】

- ・ストーカー加害者等に対し、公費による医師等の面談を支援するなど、医療機関等の協力を得て、カウンセリング等の受診に向けた働きかけを行います。【警察本部（人身安全・少年課）】
- ・DV加害者に対し、加害行為への自覚を促す指導・警告を行うなど、暴力を抑止する働きかけを行います。【警察本部（人身安全・少年課）】

◇暴力団員の社会復帰対策の推進

- ・暴力団からの離脱に向けた支援として、公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターと連携し、富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行います。【警察本部（組織犯罪対策課）】
- ・矯正施設入所中に暴力団からの離脱支援を受けた者の帰住先が本県であれば、保護観察所と緊密に連携して、社会復帰対策に関して必要な協力を行います。【警察本部（組織犯罪対策課）】
- ・富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、連携強化を図ります。【警察本部（組織犯罪対策課）】

＜国の取組み＞

国の再犯防止推進計画のとおり、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等が実施されています。

○富山地方検察庁

- ・性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクの高い者が実刑判決を受けた場合又は保護観察付執行猶予判決を受けた場合には、富山刑務所、富山保護観察所が効果的な指導等が実施できるよう連絡を密にしています。

○富山刑務所

- ・犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための一般改善指導と、改善更生や円滑な社会復帰に支障をきたす受刑者の個別の事情を改善するための特別改善指導（①薬物依存離脱指導 ②暴力団離脱指導 ③性犯罪再犯防止指導 ④被害者の視点を取り入れた教育 ⑤交通安全指導 ⑥就労準備指導）を、他の矯正施設と連携して実施しています。
- ・令和7年6月から施行される拘禁刑に向けて「個別支援推進処遇チーム」を新設

し、個々の受刑者の処遇要領、処遇方針、社会復帰支援の在り方等について、チームで検討するとともに、特性に応じたきめ細かな矯正処遇の実施に取り組んでいます。

○富山保護観察所

- ・社会内において、再び犯罪をすることを防ぎ、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持するよう指導及び支援を行っています。
- ・改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす個別事情を改善するため、①性犯罪再犯防止プログラム、②薬物再乱用防止プログラム、③暴力防止プログラム、④飲酒運転防止プログラムを実施しています。また、必要な者には、しよく罪プログラムを実施しています。

<民間団体の取組み>

○更生保護施設「更生保護法人富山養得園」

- ・円滑な社会復帰ができるように一般的な生活指導とともに対象者が自覚と努力を促すことができるように個別面接を行っています。また、本園を退所した者に対する生活相談等（フォローアップ事業）も行っています。

コラム8

「被害者の視点を取り入れた教育」

富山刑務所

被害者の視点を取り入れた教育は、殺人や傷害致死などの生命犯罪者に対して、自らの犯罪の重大さ、被害者及びその遺族等の心情等の認識、自己の問題性の理解、被害者やその遺族等への誠意ある対応方法を考えさせ、再犯しない決意を固めさせることを目的として、ゲストスピーカーによる講話、講義、視聴覚教材視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等の処遇技法を適宜組み合わせて実施しています。

また、令和5年12月からは「被害者等の心情等聴取・伝達制度」が始まりました。被害者等から、①被害に関する心情、②被害者等の置かれている状況、③当該受刑者の生活及び行動に関する意見を述べたい旨の申出があったときは、刑務官が、心情等を聴取するという制度です。検察庁とも連携し、①被害者等の被害に関する心情、②被害者等の置かれている状況を把握し、被害者から③直接聴取した心情等を考慮して加害者である受刑者の処遇要領を作成し、指導等を行います。

「保護観察におけるしよく罪指導プログラム」

富山保護観察所

被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件を起こした保護観察対象者に対し保護観察官又は保護司が、「しよく罪指導プログラム」に基づく個別の指導を行っています。

具体的には、保護観察対象者に、順次、（１）自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者が追うべき責任について考えさせること、（２）被害者等の心情や置かれている状況等を理解させること、（３）被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させること、（４）具体的なしよく罪計画を作成させることの４課程について、保護観察対象者と話し合いながら、犯した罪の責任等を自覚させ、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の心情や置かれている状況等への理解を促し、及び悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向等に配慮した誠実な対応を促すことを目的としています。第４課程修了後、保護観察官が速やかに保護観察対象者と面接を行い、しよく罪計画の内容について確認するとともに、必要な指導を行っています。なお、刑事施設で「被害者の視点を取り入れた教育」を受けた仮釈放者については、刑事施設から情報の提供を受け、刑事施設での指導の状況も踏まえた指導が行われています。

【重点分野6】民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

1 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

・再犯の防止等に関する施策の実施については、保護司や更生保護女性会、BBS会のほか、更生保護法人富山県更生保護事業協会、更生保護法人富山養得園、NPO法人富山県就労支援事業者機構、篤志面接委員、教諭師、少年警察ボランティア等多くの民間協力者が行う、犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援活動に支えられています。

・保護司数（富山県）は、減少傾向にあります。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
保護司数（人）	550	557	564	557	548
平均年齢（歳）	64.8	64.4	64.8	64.9	65.2

※定員 605 名

（4月1日現在、富山保護観察所より）

・民間協力者数は、全体で減少傾向にあります。

（人）

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
富山県BBS連盟会員数	56	61	68	75	62
富山県更生保護女性連盟会員数	3,833	3,669	3,463	3,223	3,063

（4月1日現在、富山保護観察所より）

・民間協力者の認知度（内閣府調査）

「あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々（少年補導員、保護司、少年指導委員、更生保護施設、少年警察補助員、教諭師、協力雇用主、更生保護女性会、篤志面接委員、BBS会等のいずれか）がいることを知っていますか」と聞いたところ、「いずれか知っている」が81.6%、「いずれも知らない」が15.7%でした。

（内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」（H30.11））

・社会を明るくする運動行事参加人数（富山県）は、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に減少したが、令和5年は、感染状況を踏まえ、該当広報活動や各種行事を再開したため、前年（7,972人）よりも増加しています。

（人）

年次	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
のべ人数	24,295	11,726	4,929	7,972	10,246

（法務省より）

・社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間の認知度（内閣府調査）

「あなたは、「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか」と聞いたところ、「両方とも、あるいはいずれか聞いたことがある」が38.9%、「両方とも聞いたことがない」が60.1%でした。（内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」（H30.11））

・県民意識調査（富山県）

「あなたは、刑を終えて出所した人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と複数回答で聞いたところ、「就職することが難しく、経済的な自

立が見込めないこと」が54.9%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見があること」が51.2%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が36.9%でした。（「人権に関する県民意識調査報告書」（R6.2））

再犯の防止等に関する取組みは、県民にとって身近でなく、刑を終えて出所した人等に対する偏見があるなどの課題もあり、理解を得にくい問題があるとともに、刑を終えて出所した人に対する支援だけではなく、犯罪被害者等へ十分な配慮がなければ県民の理解は得られません。

また、保護司をはじめとする民間協力者が減少傾向となっており、再犯の防止等に関する活動に必要な体制の確保が困難となっているため、更生保護行事への参加の推進、民間協力者の活動の紹介により、県民の理解促進が必要となっています。

< 県の取組み >

◇ 民間協力者の活動の促進等

- ・ “社会を明るくする運動”に参加協力しているほか、更生保護に取り組む民間団体の活動に対する財政的支援を行っています。また、更生保護事業に関する活動に貢献している民間の個人・団体等に対する表彰をします。【厚生企画課】
- ・ （保護司の安全確保や活動に伴う保護司とその御家族の負担軽減を図るため、）国における保護司の活動環境の整備の取組みに呼応し、保護司の面接場所の確保に向けた協力を市町村に呼びかけるなど円滑な活動に向けた支援を行います。【厚生企画課】
- ・ 青少年の健全育成に携わる少年補導委員及び少年補導員を対象に、社会環境の変化とともに変容する青少年の問題行動に適切に対応するための知識の習得と資質の向上を図ることを目的とした研修会を開催します。【こども未来課、警察本部】
- ・ “社会を明るくする運動”の機会等を通じて、更生保護活動の紹介を行うなど、民間協力者（保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員、少年警察ボランティア）が行う支援活動を紹介し、活動に対する理解の醸成を図ります。【厚生企画課】

◇ 広報・啓発活動の推進等

- ・ 富山県安全なまちづくり条例に基づき行っている各種活動と連携した広報に努めます。【県民生活課】
- ・ 再犯防止啓発月間などにおいて、再犯の防止、刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性や地域の安全・安心における更生保護施設の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるための広報・啓発活動を推進します。【厚生企画課】
- ・ 富山県人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更生保護女性会、BBS会等が連携し、“社会を明るくする運動”等を通じて県民の意識啓発に取り組みます。また、刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体等と連携した支援を実施します。

【厚生企画課・県民生活課】

- ・犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民の関心及び理解を深めるための施策を推進します。【県民生活課】

＜国の取組み＞

国の再犯防止推進計画のとおり、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”が推進されています。また、刑務所等では、矯正展をはじめとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等が行われるなど、再犯の防止に関する広報、啓発活動などが積極的に行われています。

○富山保護観察所

- ・管内保護司の安全確保のため、自治体、地域社会の理解を得ながら、保護司の自宅以外の面接場所の拡充を推進する等保護司の活動環境の整備に取り組んでいます。

○名古屋矯正管区

- ・名古屋高等検察庁、中部地方更生保護委員会、名古屋法務局と合同で、中部ブロック再犯防止シンポジウムを主催し、再犯防止施策の重要性についての広報を実施しています。
- ・また、矯正施設に対する理解を深めていただくために、地方公共団体等の希望に応じて、管内矯正施設の見学のコーディネートを行うなど、広く広報活動を行っています。

＜民間団体の取組み＞

○富山県保護司会連合会

- ・保護司は、地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察及び矯正施設収容中の人の生活環境調整を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等、多岐にわたって活動しています。
- ・また、県内には11カ所の「保護区」ごとに保護司会を組織し、平成24年から保護司や保護司会が地域で活動を行う拠点として、「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行う「更生保護サポートセンター」の整備が始まり、平成30年度に全地区に設置し、活動を行っています。

○富山県更生保護女性連盟

- ・更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的に活動しており、更生保護施設「更生保護法人富山養得園」における給食活動、小中学生に対する非行防止教室、犯罪・非行防止のための世論啓発やミニ集会、矯正施設への物心両面での援助などの活動を実施しています。

○富山県ＢＢＳ連盟

- ・ＢＢＳ会では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等を実施しています。

○更生保護法人富山県更生保護事業協会

- ・富山県更生保護事業協会では、会費収入、寄付金等をもとに、富山県保護司会連合会、富山県更生保護女性連盟、富山県ＢＢＳ連盟、更生保護施設富山養得園、富山県就労支援事業者機構等の活動費の一部助成、機関紙「富山更生保護」の発行、保護観察対象者等に対する更生援助金の給与、“社会を明るくする運動”行事の共催や新聞・テレビによる広報等を実施しています。

○更生保護施設「更生保護法人富山養得園」

- ・富山養得園に新たに設置した地域交流室（多目的ホール）を町内会の会合や催し、また、災害時における一時避難場所としても活用できるようにしています。これにより、地域の人々との交流を深め、更生保護の理解・協力に役立てるようにしています。さらに、更生保護関係者にも協議会その他で利用していただけるようにしています。

○公益社団法人とやま被害者支援センター

とやま被害者支援センターは、被害者等（事件、事故等の被害者及びその家族又は遺族）に対して各種の支援活動を行い、被害等の早期回復及び軽減並びに社会全体の被害者支援意識の高揚に資するとともに、これらの活動を通じて地域の安全に寄与することを目的としています。

例年、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）にあわせて、犯罪被害者等の置かれている状況、名誉や生活の平穏への配慮の重要性等を啓発するための「講演会＆コンサート」の開催、犯罪被害者等支援啓発パネルの展示、富山駅等での街頭広報等を行っています。

また、中学生及び高校生を対象として、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を県警察と共同で開催し、命を大切にす意識や規範意識の醸成に取り組んでいます。

《犯罪被害者週間における広報キャンペーン》



(富山駅)



(ショッピングセンター)

《啓発パネル展》



《犯罪被害者週間行事「講演会&コンサート」》



コラム9

「保護司の取組みについて」

富山県保護司会連合会

犯罪をした者および非行のある少年が、処分を受けた後は地域社会で生活をしますが、これを支えるのが更生保護といわれるもので、人の立ち直りを支える活動です。

そのためには、地域に住む民間の協力者の存在が重要となり、法務省所管の保護観察所に配置されている専門職である保護観察官の指導助言を得るなどして、保護観察官と協働して保護観察等を実施する者が保護司と言われるものです。

保護司は、富山県内に約 560 人が委嘱され、11 カ所の保護区に配置されている法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、その活動内容に対して一定の実費弁償金が支払われる民間のボランティアです。富山県内の各保護区には、保護司の活動拠点となるサポートセンターを設置しており、更生保護活動を実施する関連諸団体との交流や活動の拠点としての役割を果たしています。

(保護司の活動内容)

保護司は、保護観察を受けている人と面接を行い、指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整することが主たる業務ですが、そのほかに、日頃から犯罪を予防するための啓発活動を地域の実情に沿って行っています。

保護観察対象者との面接は、サポートセンターが設置される以前は、対象者宅を訪ねるほかは、保護司の自宅に訪問させて面接を行うことが一般的でしたが、住宅事情や家族構成などの変化にともなう面接場所の確保の困難性などから、最近はサポートセンターを面接場所として活用することが多くなっており、また保護司の2人担当制などの仕組みと相まって、保護司の負担軽減や連携などが図られています。また、啓発のための諸活動では、ほかの関係団体などが実施する事業と連携したり、分担しあったりしながら、保護区内の犯罪の予防や非行防止の諸活動を年間を通して実施しています。

コラム10

🌻 社会を明るくする運動 🌻

富山保護観察所

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

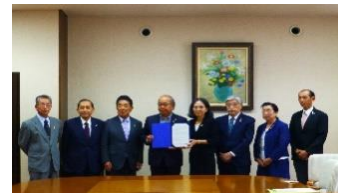
毎年7月の強調月間を中心に、全国各地でさまざまな活動が展開されており、本県においても、富山県知事を推進委員長とする“社会を明るくする運動”富山県推進委員会を組織し、街頭広報、中学生生活体験発表大会、更生保護フェア、作文コンテストなどを開催するほか、ポスター掲示などを通して、広く県民が支え合って生きていける地域づくりに取り組んでいます。



中学生生活体験発表大会



更生保護フェア



総理大臣メッセージ伝達式



おえかきホゴちゃん（富山矯正展）



鉄拳さんのパラパラマンガ（YouTube 法務省チャンネル）



昭和26年に始まったこの運動は、令和7年で第75回を迎えます。

第65回の広報用ポスターからは、更生保護のマスコットキャラクターである更生ペンギンのホゴちゃんやサラちゃんが登場し、さらに幅広く本運動を知っていただけるよう取り組んでいます。



第5章 計画の推進体制

この計画を着実に推進するために、国、市町村、民間団体等と連携し、定期的に施策の進捗状況を確認しながら、協議していくことが重要です。

このため、「富山県再犯防止施策推進協議会」の開催など、再犯の防止等に関する情報の共有や一層の連携を進め、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、計画期間中に、国の施策動向や社会経済情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととします。

第6章 資料

・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図

るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において

指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

・国の第二次再犯防止推進計画（概要）

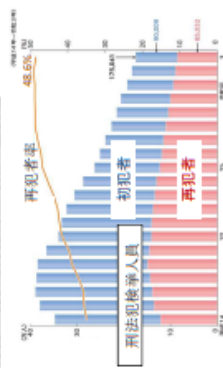
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

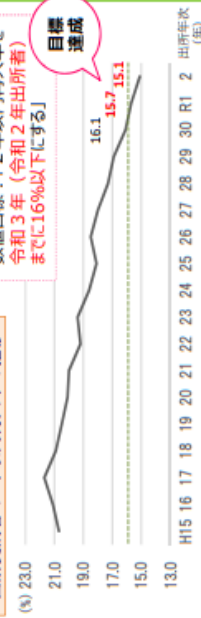
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 濃縮犯者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に合った「最良の」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を合わせた地域的な支援ネットワーク拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保 (1) 就労の確保 ○ 拘禁刑罰執行後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施 ○ 雇用ニーズに応じた職業訓練機種の整理 ○ 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 (2) 住居の確保 ○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備 ○ 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供	② 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (1) 高齢者又は障害のある者等への支援 ○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化 ○ 被害者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施 (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援 ○ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施 ○ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化 ○ 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実	③ 学校等と連携した修学支援 ○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 ➢ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学 ○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止	④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 ○ 拘禁刑罰執行の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 ○ 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導 ○ 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性にむいた指導等の充実	⑤ 民間協力者の活動の促進 ○ 持続可能な保護司制度の確立とそとのための保護司に対する支援 ➢ 保護司の活動領域等についての検討・執行、保護司活動のデジタル化の推進 ○ 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携 ○ 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進	⑥ 地域による包摂の推進 ○ 国・都道府県・市区町村の役割の明確化 ○ 地方公共団体の取組への支援 ➢ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 ○ 地域における支援の連携強化 ➢ 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実 ➢ 相談できる場所の充実 ➢ 保護観察所による清執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充	⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備 ○ 矯正行政、更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備
---	---	--	--	--	---	--

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- (1) 被害者等の再犯率及び再入率
② 新受刑者中の再入率又は執行猶予中の者の数及び割合
③ 出所受刑者の2年以内再入率
④ 出所受刑者の3年以内再入率
⑤ 出所受刑者の3年以内再入率
⑥ 主な罪名、特性別3年以内再入率
⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の割合(分母)者数及び再入率

・用語の説明

No.	用語	説明
【か行】		
1	矯正施設	犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所、少年院など。
2	矯正就労支援情報センター室（コレワーク）	全国8か所に設置された、刑務所出所者等の雇用を検討している協力雇用主の方に対し、雇用に関する情報の提供、採用手続き等の相談や支援を行う施設。通称「コレワーク」。
3	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
4	ケアネット事業（ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業）	一人暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行うもの。
5	刑法犯	道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。
6	検挙	捜査機関が犯人を割り出して被疑者とすることをいう。
7	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。
8	更生保護サポートセンター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
9	更生保護法人	更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。
【さ行】		
10	再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条に7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められており、国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。
11	住宅セーフティネット法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の通称。①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②専用住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援、から成り立つ。
12	少年サポートセンター	警察本部人身安全・少年課に設置され、関係機関・団体と連携し、少年相談、継続補導、立ち直り支援活動、被害少年への支援活動等を行う機関をいう。
13	自立準備ホーム	保護観察所が、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に対し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託している宿泊場所。
14	生活環境の調整	刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すこと。
15	生活困窮者自立相談窓口	自立相談支援機関の相談支援員が、生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行う窓口。
16	生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付を行う制度。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。県社会福祉協議会が実施。

【た行】	
17 地域生活定着支援センター	高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年院等）退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める施設。全都道府県に設置されている。
18 地域包括支援センター	高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。①介護予防マネジメント事業、②総合相談支援及び権利擁護事業、③包括的・継続的マネジメント支援事業の3つの支援事業を主に行う。
19 特別調整	高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組み（具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出後の福祉サービス等について調整を行うもの）。
【な行】	
20 日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、県社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
21 認知件数	警察において発生を認知した事件の数をいう。
【は行】	
22 非行少年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。 ・犯罪少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者 ・触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者 ・ぐ犯少年…刑罰法令に該当しないが犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者
23 保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
24 保護司	犯罪した人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。
【ま行】	
25 民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。その職務は、民生委員法及び児童福祉法に定められているほか、生活保護法などの個別の法律にも定められている等、非常に幅広いものとなっている。

・計画策定の経緯

年月日	主な事項
<u>令和6年</u> <u>9月4日</u>	<u>第1回富山県再犯防止施策推進協議会</u> <u>見直しの方向性について</u>
<u>令和7年</u> <u>3月6日</u>	<u>第2回富山県再犯防止施策推進協議会</u> ・改定案について ・ご意見等への対応状況について
<u>令和7年</u> <u>3月13日から26日</u>	<u>パブリックコメントの実施</u> ・意見提出 名（ 件）
<u>令和7年</u> <u>3月末</u>	<u>計画の改定</u>

富山県再犯防止施策推進協議会 委員名簿

(任期:令和5年3月23日～令和7年3月22日)

(順不同、敬称略)

区分		機関・団体名	役職	委員氏名
会長	県	富山県厚生部	部長	有賀 玲子
委員	有識者	学校法人富山国際学園 富山短期大学	名誉教授	宮田 伸朗
委員	国関係機関	富山地方検察庁	統括副検事	大島 順
委員		富山刑務所	所長	小阪 知晃
委員		名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所	支所長	中島 靖典
委員		富山保護観察所	所長	杉本 郁子
委員		富山労働局	職業安定部 職業対策課長	古川 修
委員	民間支援団体	富山県保護司会連合会	会長	久保 徳市郎
委員		更生保護法人富山県更生保護事業協会	常務理事	岩本 聡
委員		富山県更生保護女性連盟	副会長	竹内 美津子
委員		更生保護法人富山養得園	理事長	藤坂 政行
委員		富山県BBS連盟	会長	富川 剛
委員		NPO法人富山県就労支援事業者機構	事務局長	向山 友子
委員		富山刑務所篤志面接委員協議会	副会長	田中 常弘
委員		NPO法人富山ダルクリカバリークルーズ	代表理事	林 敦也
委員	関係機関	富山県地域生活定着支援センター	センター長	大浜 崇
委員		社会福祉法人富山県社会福祉協議会	専務理事・事務局長	高畑 淳一
委員		富山県弁護士会	刑事委員会委員	神保 壽之
委員		富山県民生委員児童委員協議会	副会長	砂子 良治
委員		公益社団法人とやま被害者支援センター	理事長	津嶋 春秋

第2期富山県再犯防止推進計画

発 行 令和7年3月

発行者 富山県厚生部厚生企画課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

T E L : 076-444-3197

F A X : 076-444-3491

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1200/index.html